

さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱

さいたま市ごみ収集所設置指導要綱（平成13年さいたま市告示第75号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市民の生活環境の保全を図り、ごみの収集作業の安全及び効率を確保するとともに、利用者と近隣住民との融和を図るため、ごみ収集所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

家庭ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出された物以外の物をいう。

ごみ収集所 市が家庭ごみを収集するまでの間、家庭ごみを一時集積しておくための場所及び設備をいう。

住宅等 戸建住宅、共同住宅、寄宿舍等の人の居住の用に供する建築物（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）をいう。

設置対象事業 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 同一の、又は隣接した敷地に5戸以上の住宅等を新築する事業（住宅等の新築後1年以内に同一の者が当該住宅等と同一の、又は隣接した敷地に住宅等を新築し、又は当該住宅等を増築する場合にあっては、それらの戸数を合算した戸数が5戸以上となる場合を含む。）

イ 既存の住宅等にごみ収集所を新設し、又は既存のごみ収集所の形状を変更する事業

事業者 設置対象事業を行う者をいう。

利用者 ごみ収集所を利用する者をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、設置対象事業を行うに当たっては、この告示に定める事項を遵守して、適切にごみ収集所を設置しなければならない。

（代理者の責務）

第4条 事業者に代わって住宅等の設計、建築等を行う者は、事業者にごみ収集所の設置が必要であることを説明し、事業者が適切にごみ収集所を設置するように努めるものとする。

（利用者の責務）

第5条 利用者は、市長の指示に従い、家庭ごみの減量化及びごみ収集所の適切な管理に努めるものとする。

る。

(協議等)

第6条 事業者は、ごみ収集所の設置について、近隣の関係者と事前に協議をするものとする。

2 事業者は、前項の規定による事前協議後、設置しようとするごみ収集所が次条から第9条までの規定(以下「設置基準」という。)に適合しているか、ごみ収集所設置に関する協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)により市長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議は、協議書にごみ収集所に関する次に掲げる図書を添えて申請するものとする。

案内図

周辺道路の幅員を表示した配置図

敷地境界線、側溝、ガードレール、縁石等を図示した平面図

立面図

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

4 第2項の規定による協議は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期限までに終えなければならない。

設置対象事業が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条若しくは第6条の2の規定による建築確認を要する建築物又は同法第18条第2項の規定による計画通知を要する建築物の建築である場合 当該建築確認の申請又は計画通知まで。

前号以外の場合 設置対象事業の開始まで。

5 市長は、第2項の規定による協議が成立した場合は、協議書を事業者に交付するものとする。

(設置場所)

第7条 ごみ収集所の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

市が家庭ごみを収集する作業(以下「収集作業」という。)の安全が確保できる場所であること。
国道、県道等の交通量が多い道路又は道幅が狭い道路等の車両のすれ違いが困難な道路に面した場所でないこと。

市が家庭ごみを収集するための車両(以下「収集車」という。)にごみを直接積み込むことができること。

車道と歩道がガードレール、縁石等で分離されている等ごみ収集所の周辺が収集作業に困難となる状態にないこと。

収集車が道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する駐停車禁止区域に停車しなくては

ごみを直接積み込むことができない場所でないこと。

ごみ収集所を住宅等の敷地の内部に設ける場合は、収集車が容易に方向転換し、又は通り抜けることができること。

50世帯以上が利用するごみ収集所にあつては、収集作業に要する時間を考慮し、収集車が停車しても支障がない場所であること。

(面積)

第8条 ごみ収集所の面積は、ごみ収集所を利用する世帯(以下「利用世帯」という。)1世帯につき0.25平方メートルとし、利用世帯が10世帯を超える場合にあっては、2.5平方メートルに利用世帯1世帯につき0.2平方メートルを加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、専用面積が30平方メートル未満の住戸を過半数以上有する共同住宅に設置するごみ収集所の面積は、利用世帯1世帯につき0.2平方メートルとし、利用世帯が10世帯を超える場合にあっては、2平方メートルに利用世帯1世帯につき0.1平方メートルを加えた面積とする。

3 前2項の場合において、ごみ収集所の最小面積は、2平方メートルを確保しなくてはならない。

(構造)

第9条 ごみ収集所の構造は、次に掲げるとおりとする。

床をコンクリートとすること。

三方を高さ1メートル以上のコンクリート若しくはブロックの塀で囲み、間口を2メートル以上確保するか、又は屋根付密閉型耐火造とすること。

屋根を取り付ける場合は、天井の高さを2メートル以上に、戸口の高さ1.9メートル以上にすること。

扉を取り付ける場合の形状は、収集作業に支障がないものとし、開口幅は1.5メートル以上を確保すること。

ごみ収集所に面する道路の交通量、交通規制等を十分配慮し、歩行者等の危険防止のための設備が必要な場合は、これを設置すること。

ごみ収集所に給排水の設備を設ける場合は、下水道担当課と協議し、ゆるやかな勾配を設けること。

ごみ収集所が建築物に隣接する場合は、収集車が接近し、又は通過することを考慮し、収集車の経路等を確保すること。

(補助設備)

第10条 事業者は、共同住宅について、自動積込式貯留設備等の設備であって当該共同住宅から排出されるごみ1日当たりの量の8日以上を貯留できるものを設け、ごみの減量化及び収集作業の効率化を図ることができる。

2 市長は、事業者が前項の設備を共同住宅に設置する場合には、第6条第2項に規定する協議のほか必要な協議を行った上で、設置基準を緩和することができる。

3 第1項の設備の維持管理については、利用者の責任において行い、収集作業に支障のないようにしなければならない。

(報告)

第11条 事業者は、ごみ収集所を設置し、又は形状を変更する工事が完了したときは、ごみ収集所設置完了届(様式第2号。以下「完了届」という。)を速やかに市長へ提出するものとする。

(検査)

第12条 市長は、前条の規定により完了届が提出されたときは、当該ごみ収集所を検査し、第6条第2項に規定する協議の内容及び設置基準を満たしていないと認めるときは、そのごみ収集所を不適合とするものとする。

2 市長は、前項の規定によりごみ収集所を不適合としたときは、その旨及び理由並びに改善のための期限を事業者に文書で伝えるものとする。

3 事業者は、第1項の規定によりごみ収集所が不適合となった場合は、自らの責任において前項に規定する期限までに改善し、改めて完了届を提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による完了届の提出があった場合に準用する。

(収集申請)

第13条 事業者は、当該ごみ収集所における収集作業を開始するよう市長に求めるときは、一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書(様式第3号)により申請しなければならない。

(管理責任)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

ごみ収集所の利用について、あらかじめ利用に関する規約を定め、当該規約のとおりごみ収集所を利用するようにすること。

自己の責任において、ごみ収集所及びその周辺を常に清潔に保ち、悪臭、害虫の発生等により周辺の生活環境を損なわないように努めること。

ごみ収集所の安全衛生等に支障を生じた場合、又は市長の指導を受けた場合に、適切な措置を講

じ、市長の指定する日までに改善すること。

(寄附等)

第15条 市は、ごみ収集所の寄附又は贈与の申出を受けないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(さいたま市ごみ収集所設置基準の廃止)

2 さいたま市ごみ収集所設置基準(平成13年さいたま市告示第76号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までにこの告示による廃止前のさいたま市ごみ収集所設置基準第2条第1項の規定により協議の申請のあったごみ収集所の設置基準(当該協議に関する設置対象事業に係る設置基準に限る。)については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この告示の施行の日の前日までにこの告示による改正前のさいたま市ごみ収集所設置指導要綱及び廃止前のさいたま市ごみ収集所設置基準の規定によってなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。